（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条　令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一～六　略］

七　令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

２　令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～九　略］

十　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一　［略］

３　［略］

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第九十条　［略］

２　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

［二～四　略］

３　［略］

第九十二条　削除

２　前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一　発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）

二　燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）

三　第八十条第三号又は第八十一条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

３　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

３　［同上］

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第九十条　［同上］

２　［同上］

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

［二～四　同上］

３　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第九十二条　法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

２　法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。